

な る と し
鳴門市

しょう しゃ けい かく
障がい者計画

だい き
第7期 しょう ふく し けい かく
障がい福祉計画

だい き
第3期 しょう じ ふく し けい かく
障がい児福祉計画



計画作成にあたって

1

計画策定について

障がいの重度化や重複化、障がいのある人や家族の高齢化等に伴い、福祉サービスのニーズも多様化・複雑化していることから、障がいのある人を取り巻く状況の変化や国の新たな動きを踏まえ、令和6（2024）年度を初年度とする「鳴門市障がい者計画・第7期鳴門市障がい福祉計画・第3期鳴門市障がい児福祉計画」を策定します。

「鳴門市障がい者計画」は、障がい者に関する市政全般にわたる計画で、平成30年度に策定したものをこのたび改定しました。

「第7期鳴門市障がい福祉計画」及び「第3期鳴門市障がい児福祉計画」は、福祉サービスの円滑な提供のため、必要見込み量と提供体制の確保策を定めたものです。

これらにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざします。

◆計画期間

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
鳴門市障がい者計画（6年間）					
第7期障がい福祉計画（3年間）			第8期障がい福祉計画		
第3期障がい児福祉計画（3年間）			第4期障がい児福祉計画		

2

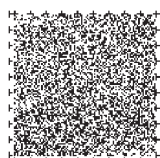
「障がい者」の範囲と人数

計画の対象となる「障がい者」は、障がい者手帳をお持ちの方だけでなく、精神障がい、発達障がい、難病など、様々な障がい及び社会的障壁（生活上、障壁となる事物、制度、慣行など）により、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。

◆本市の障がい者の人数の推移

	障がい者手帳所持者			その他	
	身体 障がい者	知的 障がい者	精神 障がい者	精神通院自立支援 医療受給者※	難病の方・小児慢 性特定疾患の方
平成30年度	2,435	560	463	517	586
令和4年度	2,165	605	567	558	665

※精神障 害者保健福祉手 帳 所持者を除く。



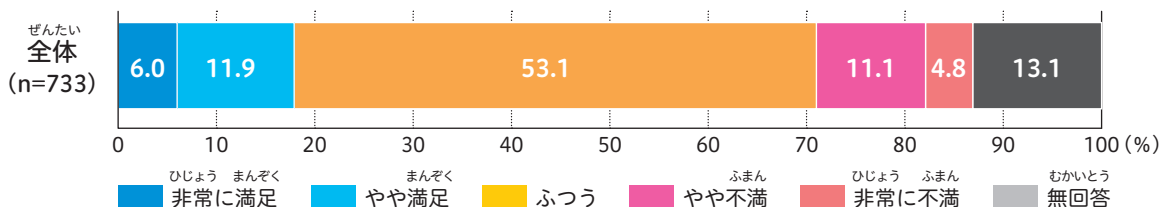
3

市民の意識・ニーズ

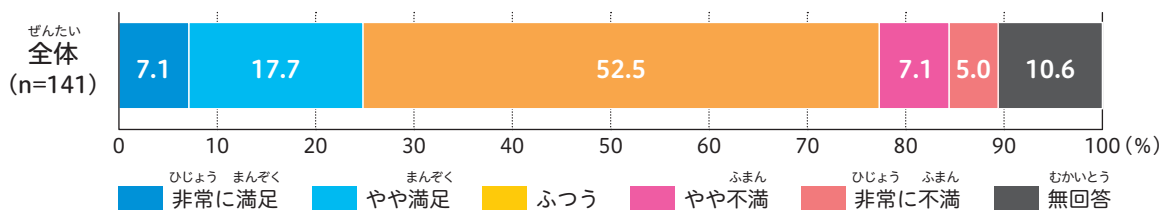
計画策定の基礎資料とするため、障がい者団体や障がい者支援関係者に意見聴取するとともに、市民を対象にアンケート調査を実施しました。

◆市の障がい福祉の取組についての満足度

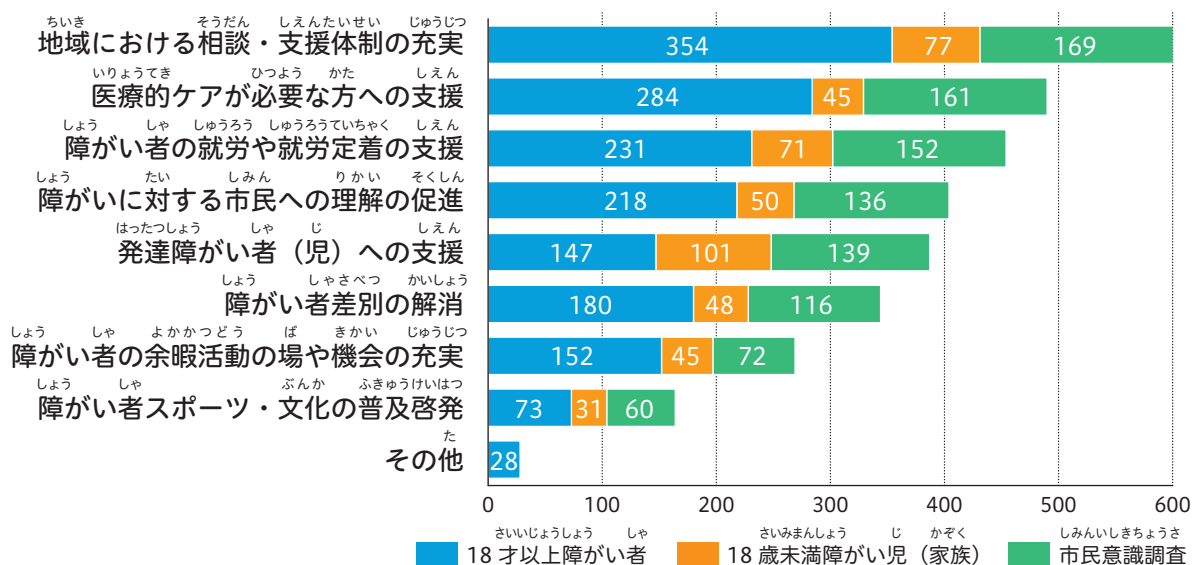
《18歳以上の障がい者》



《18歳未満の障がい児（保護者）》

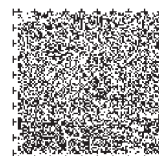


◆障がい福祉に関して優先すべき市の施策



優先すべき施策では、相談・支援体制の充実を求める声が多く、このほか、発達障がい者（児）への支援、医療的ケアに関する支援、就労に関する支援、「障がい」に対する市民への理解の促進を求める声も多くの回答を得ました。

これらの点に着目して、障がい福祉施策の満足度の向上に努める必要があります。また、障がいのある人を単に支援を受ける「客体」として捉えるのではなく、支援を受けつつ自らの決定に基づき社会に参加する「主体」として捉えながら、施策を展開する視点も必要とされます。



鳴門市障がい者計画

1

基本理念



障がいのある人もない人も、ともに、
地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくり



2

基本方針

基本方針 1

意思決定や権利擁護に関する支援の推進

- 障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、自己選択・自己決定を最大限に尊重するとともに、必要に応じて意思決定や権利擁護に関する支援を行います。
- 障がいを理由とする差別の解消、虐待の防止、養護者への支援の強化に取り組みます。

基本方針 2

ライフステージに応じた切れ目のない支援

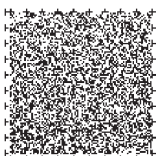
- 障がいや発達に課題のある子どもについては、早期発見・早期療育により障がいの程度に応じたきめ細かな支援や教育を行います。
- 障がい特性や個々のニーズに応じた日中活動または就労等により社会参加を促進し、障がい福祉サービス利用者の介護保険サービスへの移行または併用等、適切な支援を継続します。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、保健・医療・教育・就労・高齢者福祉分野及び障がい福祉分野が相互に関係を深めながら、一貫した支援体制の整備を図ります。

基本方針 3

誰もが安心して暮らせる地域共生社会の推進

- 障がいのある人や高齢者、子ども等、対象者ごとに公的な支援制度が整備され、公的支援の充実が図られてきたものの、障がいのある子どもと介護を要する親の世帯への支援や、精神疾患患者、難病患者等、障がい福祉分野以外にも複合的な課題を抱える対象者や世帯への包括的な支援が課題となっています。

- 地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、年齢や障がいの有無にかかわらず、自分らしく活躍し、安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、地域包括ケアシステムを構築し、「地域共生社会」をめざします。



基本目標 1

地域生活への支援

- (1)「健やかな育ちと生活の支援」では、障がいや発達の違いのある子どもを早期に発見し、早期療育、きめ細かな保育、特別支援教育につなげるとともに、重症心身障がい児を含むすべての障がいのある子どもに適切なケアを提供し、健やかな育ちを支援します。また、中途障がいの原因となる疾病等の予防を図る保健・医療の的確な提供に努めます。
- (2)「生活支援の充実」では、障がいのある人の心身の状況やニーズに応じた多様な福祉サービスを提供し、障がいのある一人ひとりの生活の質（QOL）の向上を図るとともに、福祉事業所の人材の確保とサービスの向上を図ります。
- (3)「相談支援体制の充実」では、関係機関が連携した相談活動の充実に努め、意思決定支援、権利擁護、差別解消及び虐待防止の推進を図ります。

基本目標 2

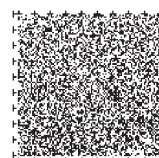
生きがい活動の促進

- (1)「多様な社会参加の促進」では、コミュニケーション支援や移動支援など、社会参加につながる支援を充実するほか、生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動への参加を促進します。
- (2)「就労支援・雇用の充実」では、民間事業所での雇用を積極的に促進し、障がいのある人の就業の拡大を図るとともに、一般企業への就職が困難な方への福祉的就労の場の確保・充実を図ります。

基本目標 3

ともに支え合うまちづくり

- (1)「障がい者にやさしいまちづくりの推進」では、福祉教育や市民のふれあいを強化し、市民の「障がい」への理解を促進するほか、ユニバーサルデザインの推進、まちづくり活動への参画の推進を図ります。
- (2)「安全・安心の確保」では、防災・防犯対策の推進を図るとともに、地域ぐるみの見守りネットワークの強化に努めます。



第7期鳴門市障がい福祉計画・ 第3期鳴門市障がい児福祉計画

1

成果目標

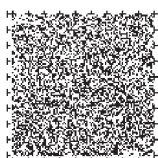
障がいのある人の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和8(2026)年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

第7期鳴門市障がい者計画

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行**
○入所から地域生活への移行者数及び施設入所者の削減数 3人以上
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築**
○精神科病院への制度周知や地域移行へのはたらきかけの強化
○入院患者に対する地域移行の魅力の発信
- 地域生活支援の充実**
○基幹相談支援センターを中心とした効果的な支援ネットワークの強化
○福祉、教育、保健、医療等の関係機関との連携による強度行動障がいを有する者への支援体制の充実
- 福祉施設から一般就労への移行等**
○福祉施設から一般就労への移行者数 20人
○就労定着支援事業の利用者 13人
○就労定着率が70%以上の事業所の割合 100%
- 相談支援体制の充実・強化等**
○基幹相談支援センターを中心とした人材育成、相談支援ネットワークの強化
○鳴門市地域自立支援協議会の活動による地域課題の解決に向けた取り組みの促進
- 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築**
○障がい福祉サービス事業所等が定期的に情報共有できる仕組みづくり

第3期鳴門市障がい児福祉計画

- 障がい児支援の提供体制の整備等
- 多様なニーズを抱えた保護者や子どもへの支援の充実
 - 子どもの社会参加の機会の確保
 - 重症心身障がい児のニーズの把握と支援の充実
 - 医療的ケア児等支援コーディネーター間の連携強化及び県や周辺自治体との協力体制の構築



しょう ふく し
障がい福祉サービス

こ う 項 目		た ん い 単 位	れ い わ 令 和 6 年 度	れ い わ 令 和 7 年 度	れ い わ 令 和 8 年 度
訪問系サービス	きょたくかい ご 居宅介護	にん げつ 人 / 月	126	132	139
		じ かん げつ 時間 / 月	1,260	1,320	1,390
	じゅうどうほうもん 重度訪問 介護	にん げつ 人 / 月	5	6	7
		じ かん げつ 時間 / 月	220	238	257
	どうこうえん ご 同行援護	にん げつ 人 / 月	31	31	31
		じ かん げつ 時間 / 月	465	465	465
	こうどうえん ご 行動援護	にん げつ 人 / 月	12	13	14
		じ かん げつ 時間 / 月	355	369	384
じゅうどししょう しや 重度障がい者 等包括支援	にん げつ 人 / 月	0	0	0	
	じ かん げつ 時間 / 月	0	0	0	

こ う 項 目		た ん い 単 位	れ い わ 令 和 6 年 度	れ い わ 令 和 7 年 度	れ い わ 令 和 8 年 度
居住系サービス	じりつせいかつえんじよ 自立生活援助	にん げつ 人 / 月	0	0	0
	きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助 (グループホーム)	にん げつ 人 / 月	57	59	61
	じゅうどししょう しや (うち重度障がい者)	にん げつ 人 / 月	3	3	3
	しせつにゅうしよし えん 施設入所支援	にん げつ 人 / 月	100	100	99

こ う 項 目		た ん い 単 位	れ い わ 令 和 6 年 度	れ い わ 令 和 7 年 度	れ い わ 令 和 8 年 度
相談支援	けいかくそうだん し えん 計画相談支援	にん げつ 人 / 月	45	46	46
	ち い き い こう し えん 地域移行支援	にん げつ 人 / 月	1	2	3
	ち い き て い ち ゃ く し えん 地域定着支援	にん げつ 人 / 月	3	4	5

こ う 項 目		た ん い 単 位	れ い わ 令 和 6 年 度	れ い わ 令 和 7 年 度	れ い わ 令 和 8 年 度
日 中 活 動 系 サ ー ビ ス	せいかつかい ご 生活介護	にん げつ 人 / 月	161	162	163
		にんにち げつ 人日 / 月	3,059	3,078	3,097
	じりつくねれん 自立訓練 (機能訓練)	にん げつ 人 / 月	0	0	0
		にんにち げつ 人日 / 月	0	0	0
	じりつくねれん 自立訓練 (生活訓練)	人 / 月	15	16	16
		にんにち げつ 人日 / 月	157	168	168
	しょうろうせんたく 就労選択 支援	にん げつ 人 / 月	－	2	6
	しょうろう い こう 就労移行 支援	にん げつ 人 / 月	20	20	20
		にんにち げつ 人日 / 月	250	250	250
	しょうろうけいぞく 就労継続 支援 A 型	にん げつ 人 / 月	53	56	59
		にんにち げつ 人日 / 月	835	876	918
	しょうろうけいぞく 就労継続 支援 B 型	にん げつ 人 / 月	149	151	154
		にんにち げつ 人日 / 月	2,045	2,103	2,163
	しょうろうていやく 就労定着 支援	にん げつ 人 / 月	9	11	13
	りょうようかい ご 療養介護	にん げつ 人 / 月	20	20	19
	たん きにゅうしよ 短期入所 (福祉型)	にん げつ 人 / 月	20	20	20
にんにち げつ 人日 / 月		42	42	42	
たん きにゅうしよ 短期入所 (医療型)	にん げつ 人 / 月	3	3	3	
	にんにち げつ 人日 / 月	6	6	6	

ち い き せい かつ し えん じ ぎ ょう
地域生活支援事業ち い き せい かつ し えん じ ぎ ょう づ ぎ じ ぎ ょう じ っ し
地域生活支援事業として次の事業を実施しています。ひ つ す じ ぎ ょう
必須事業

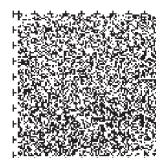
- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業

- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業

に ん い じ ぎ ょう
任意事業

- 福祉ホームの運営
- 訪問入浴サービス
- 日中一時支援
- レクリエーション活動等支援

- 点字・声の広報等発行
- 自動車運転免許取得・改造助成
- 障がい者虐待防止対策支援事業
- 更生訓練費給付



障がい児通所支援、障がい児相談支援の見込み

こ 項 目	たん い 単位	れい わ 令和 6 年度	れい わ 令和 7 年度	れい わ 令和 8 年度
じ どうはつたつ し えん 児童発達支援	にん げつ 人 / 月	115	115	114
	にん げつ 人 / 月	633	628	624
ほう か ごう 放課後等 デイサービス	にん げつ 人 / 月	231	235	235
	にん にち げつ 人日 / 月	2,054	2,090	2,090
ほ いくしやう 保育所等 訪問支援	にん ねん 人 / 年	64	68	72
	にん にち ねん 人日 / 年	464	597	768

こ 項 目	たん い 単位	れい わ 令和 6 年度	れい わ 令和 7 年度	れい わ 令和 8 年度
きょたくほうもんがた し どう 居宅訪問型児童 発達支援	にん げつ 人 / 月	0	0	0
	にん げつ 人 / 月	0	0	0
しょう じ ぞうだん し えん 障がい児相談支援	にん げつ 人 / 月	28	30	31
いりやうてき じ どう 医療的ケア児 等 に対する かんれんぶんや 関連分野 の支援を調整する コーディネーター の配置	にん 人	2	2	2



計 画 の 推 進 体 制

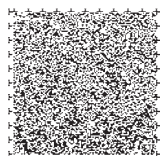
障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、個性が活かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、各種団体、サービス事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、障がいのある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、福祉・保健・医療・教育・就労・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。また、乳幼児期から高齢期に至るまでライフステージに応じた、継続的な支援が提供できるよう、民生委員・児童委員、各種団体など地域の支援者との連携強化に努めます。

また、障がい福祉サービスの利用や特別支援学校への通学等については、広域で連携・充実させていくことが重要であることから、県や近隣の自立支援協議会とも連携しながら取り組みます。



※本計画においては、「法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称」や「法令や他計画の引用」、「組織名」等については「障がい」と表記し、それ以外の用語については「障がい」と表記することに努めました。



発行・編集：鳴門市福祉事務所 社会福祉課

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

TEL 088-684-1145 / FAX 088-684-1337

Eメール shakaifukushi@city.naruto.i-tokushima.jp